

会計検査の指摘事例とその解説(92)

は が あき ひこ
芳 賀 昭 彦*

1. はじめに

今回は、国土交通省及び農林水産省所管の交付金事業に係る積算過大の事例と国土交通省関係の港湾浚渫工事に係る積算過大の事例を紹介します。

2. 機器費は一般管理費等の対象外

この交付金事業（地域再生基盤強化交付金、地方創生推進交付金）は、M町が、平成26年度から29年度の間、I地内において、同町の国土交通省所管の下水道事業及び農林水産省所管の農業集落排水事業に係る污水处理施設の整備を一体的に行うことを目的として、町内の公共下水道認可区域で生ずる污水及び農業集落排水区域で生ずる污水の双方を処理する下水道施設であるM浄化センターを建設するために、両省から交付金の交付を受けて、同センターに係る土木工事、建築工事、電気設備工事等を契約額2,106,552,960円（交付金対象事業費2,060,546,000円）で実施したものです。この交付金は、予算が内閣府に一括計上された後に、国土交通省及び農林水産省に移し替えられてそれぞれ執行されるものとなっており、交付対象事業費は、上記の両区域で発生する汚水量の比率等で案分することにより、国土交通省所管分が1,184,240,000円、農林水産省所管分が876,306,000円となっていました。そして、同町は、国土交通省所管分638,520,000円及び農林水産省所管分438,153,000円の計

1,076,673,000円の交付金の交付を受けていました。

本件交付金事業のうち電気設備工事は、管理棟、水処理施設等に受変電設備、自家発電設備等を設置するものであり、同町は、電気設備工事費の積算を国土交通省制定の「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準」（以下「積算基準」という。）等に基づいて行っています。積算基準等によれば、電気設備工事費は、据付工事原価に設計技術費を加えた工事原価のほかに、受変電設備、自家発電設備等の機器費、一般管理費等及び消費税等相当額で構成することとされており（図－1）、このうち一般管理費等は、請負業者の経営管理等に必要な本店・支店の経常的な費用等を計上するもので、工事原価を対象額として、当該対象額に一般管理費等率を乗ずるなどして算定することとされています。

同町は、電気設備工事に係る一般管理費等について、工事原価69,606,079円及び機器費217,294,000円を対象として、これに一般管理費等率を乗ずることにより53,420,797円と算定していました。そして、当該一般管理費等を含めた電気設備工事費を367,545,600円、工事費の総額を2,116,713,600円と積算していました。

しかし、積算基準等によれば、電気設備工事に係る一般管理費等の対象額は工事原価とされていることから、機器費を一般管理費等の対象額に含めていたことは適切とは認められません。

*元会計検査院 農林水産検査第4課長

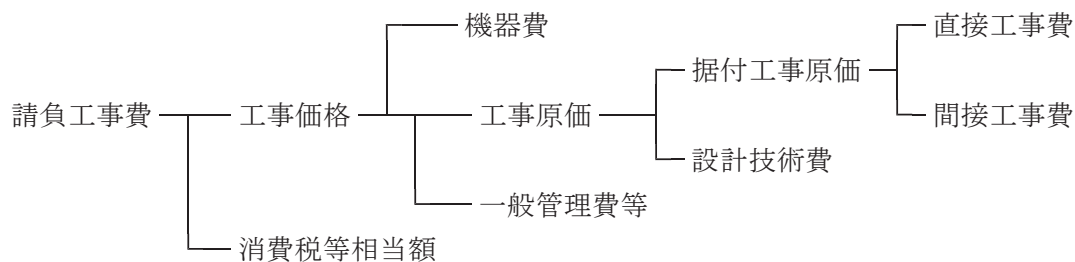


図-1 電気設備工事費の積算体系図

したがって、機器費を一般管理費等の対象額から控除して修正計算すると、電気設備工事に係る一般管理費等は13,420,054円となり、これを含めた電気設備工事費は324,345,763円、工事費の総額は2,073,513,763円となることから、本件契約額2,106,552,960円はこれと比べて約3300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額計16,868,676円（うち、国土交通省所管分9,984,544円、農林水産省所管分6,884,132円）が不当と指摘されました。

このような事態が生じていたのは、同町において、積算基準等に対する理解が十分でなかったことなどによるとされています。

本件の担当調査官からは、電気設備工事費における機器費は工事原価に含まれない一方、機械設備工事費における機器費は工事原価に含むとされていることから、機械設備工事費及び電気設備工事費の一般管理費等の算定の際には注意して欲しいとのコメントがありました。なお、本件指摘金額の国庫分については、国庫に返還予定とのことでした。

3. 往復平均えい航距離なのに片道分を2倍

この交付金事業（防災・安全交付金（港湾改修））は、I県が、平成29年度にF港において、同港を利用する船舶の航行に支障が生じないよう同港内のF航路の計画水深2.5mを確保するために、海底に

堆積した土砂をバックホウ浚渫船により浚渫し、土砂（設計土量3,900m³）を土運船に積み込み、これを引船によりえい航して、土砂を土捨場に処分する浚渫工事を事業費20,628千円（交付金6,876千円）で実施したものです。

同県は、バックホウ浚渫船による浚渫工事に係る費用について、国土交通省港湾局制定の港湾請負工事積算基準に基づくなどして積算しています。同積算基準によれば、浚渫土砂の運搬及び処分（以下「土運船運搬工」という。）の積算については、引船及び土運船のそれぞれの1日当たり所要隻数を算出するなどして行うこととされています。そして、引船の1日当たり所要隻数については、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均である往復平均えい航距離等から算出することとなっています。また、土運船の1日当たり所要隻数については、引船が土運船をえい航して浚渫現場と土捨場を往復している間も浚渫現場において浚渫した土砂の積込作業を連続して行うため、引船の所要隻数に1を加えて算出することとなっています。

同県は、土運船運搬工の積算に当たり、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路と復路が同じであることから、片道分のえい航距離17.1kmを2倍して、往復平均えい航距離を34.2kmとし、これに基づき引船の1日当たり所要隻数を2隻、土運船の1日当たり所要隻数を3隻と算出するなどして、土運船運

搬工に係る直接工事費を7,651,800円としていました。

しかし、前記のとおり、往復平均えい航距離は、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均であることから、本件工事においては、片道分のえい航距離を用いる必要がありました。

したがって、実際には地元調整により漁場等を回避してえい航する必要があったことを考慮しても、片道分のえい航距離は23.2kmとなり、引船の1日当たり所要隻数は1隻、土運船の1日当たり所要隻数は2隻となります。そして、これに基づき修正計算すると、土運船運搬工に係る直接工事費は4,707,300円となり、工事費は、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても17,542,440円となることから、本件工事費20,628,000円はこれに比べて約300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額1,000,000円が不当と指摘されました。

このような事態が生じていたのは、同県において、土運船運搬工費の算定についての理解が十分でなかったこと及び本件工事の工事費の積算内容に対する確認が十分でなかったことによるとされています。

本件の担当調査官からは、発見の端緒は設計書などを確認したところ、往復分の距離の合計を往復平均えい航距離としていたことを発見したことよるとのことで、往復平均えい航距離が、往路と復路の距離が同じであれば片道分になることを認識するとともに、積算内容についての確認を十分に行う必要があるとのコメントがありました。なお、過大と指摘された交付金相当額については、国庫に返還予定とのことでした。

4. おわりに

通常国会が終盤の6月15日に、参議院（決算委員会）から検査院に対して国会法第105条に基づく

検査要請が2件ありました。2件のうち1件は農林水産分野のTPPに関連するものですが、もう1件は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況について」となっていて、内容は、緊急対策の実施状況及び予算の執行状況、緊急対策による効果の発現状況となっています。そして、検査は、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省と大半の府省が対象となっており、早ければ今月から行われる令和3年次の検査においては、国会要請に基づく検査ということで何らかの動きがあると思われます。